

遊技関連企業年金基金に係る取扱い規程

株式会社エムエムインターナショナル

遊技関連企業年金基金に係る取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社エムエムインターナショナル（以下、「当社」という。）の退職金積立制度として、遊技関連企業年金基金（以下、「基金」という。）における取扱いについて定めることを目的とする。

2 この規程は、以下に掲げる当社の厚生年金保険の適用事業所に適用する。

- ・株式会社エムエムインターナショナル

(加入者)

第2条 基金への加入者の範囲は、満70歳未満の厚生年金被保険者である者のうち、基金への加入を希望する者とする。

(基準給与月額)

第3条 基金の給付額および掛金額の算定の基礎となる基準給与月額（D B給与月額）は、資産形成D B手当給付規程（令和7年3月1日現在において効力を有するものとする。）第3条第3号に定める退職金積立の月額とする。ただし、基金の老齢給付金の支給が開始された月（基金規約第61条の一時金の支給を申し出た場合は、当該申し出た月の翌月）以降の各月の基準給与月額は、零とする。

(休職等の期間の取扱い)

第4条 次の各号に定める期間のいずれか（以下、「休職等」という。）を開始する場合には、当該開始する日に、基金の加入者の資格を喪失するものとする。なお、休職等の期間が終了した場合には、その翌日に加入者の資格を再取得するものとする。

- (1) 就業規則（令和7年3月1日現在において効力を有するものとする。）第15条第1項各号に定める休職期間
- (2) 契約社員就業規則（令和7年3月1日現在において効力を有するものとする。）第17条第1項第1号、第2号、第3号および第5号に該当する長期欠勤期間
- (3) パート社員就業規則（令和7年3月1日現在において効力を有するものとする。）第12条に該当する長期欠勤期間
- (4) 育児休業規程（令和7年3月1日現在において効力を有するものとする。以下同じ。）第5条に定める育児休業期間
- (5) 育児休業規程第21条に定める出生時育児休業期間
- (6) 介護休業規程（令和7年3月1日現在において効力を有するものとする。）第5条に定める育児休業期間

(基金への届出)

第5条 この規程を制定または変更する場合は、あらかじめ、基金に届出するものとする。

なお、この規程の内容については、法令等および基金の取扱い基準に準拠している旨の確認を、あらかじめ、基金から受けるものとする。

(施行日)

本規程は令和7年1月30日施行